

新手数料の設定の概要

1 新手数料設定に当たっての基本的な考え方

- ①近隣自治体との均衡を考慮した金額とする。
- ②証明書などの交付に、郵送交付、コンビニなどの多機能端末機による交付の料金区分を新設する。
- ③郵送交付は、窓口交付の額に 1 0 0 円を加算した額を設定する（一部例外あり）。
- ④コンビニなど多機能端末機による交付は、料金を据え置く。

2 新手数料の算定概要

No.	項目	単位	現行手数料の金額（円）		コスト計算による算定結果 （円）	上限改定率 （％）	新手数料の金額【調整結果】（円）			
			金額	備考			窓口	郵送	コンビニ等	備考
1	住民票、戸籍の附票等の写しの交付	1通につき	200		650 (郵送1,051)	200	300	400	200	
2	住民基本台帳の閲覧	1人1回30分までごとにつき	200	閲覧する事項を転記する場合は、1人分転記するごとにつき当該額に200円を加算。	52,381	200	300	－	－	閲覧する事項を転記する場合は、1人分転記するごとにつき当該額に300円を加算。
3	身分に関する証明	1通につき	200		1,361	200	300	400	－	
4	埋火葬に関する証明	1通につき	200		2,516	200	300	400	－	
5	印鑑に関する証明	1通につき	200		525	200	300	－	200	
6	印鑑登録証の再交付	1通につき	200		570	200	300	－	－	
7	固定資産に関する証明 (現行：土地又は家屋に関する証明)	1件につき	200	土地は5筆までを、家屋は3棟までをそれぞれ1件とし、1筆又は1棟を増すごとに40円を加算。	1,406	200	300	400	－	加算に係る項目削除 名称及び単位の変更あり (単位：1件につき→1納税義務者につき)
8	市税その他諸収入金に関する証明	1件につき	200		870	200	300	400	200	
9	固定資産(土地・家屋・償却資産)名寄帳 兼課税(補充)台帳又は公図の写しの交付	1枚につき	300	A1版は1枚につき900円	1,432	200	300	400	－	A1版は1枚につき900円（郵送1,200円） 単位の変更あり（単位：1枚につき→1納税義務者につき）
10	固定資産(土地・家屋・償却資産)名寄帳 兼課税(補充)台帳又は公図の閲覧	1人1回(30分以内)につき	200		1,294	200	300	－	－	
11	市が管理する道路、水路等の境界に関する証明	1件につき	500		－	200	600	700	－	固定資産に関する証明に係る手数料+固定資産(土地・家屋・償却資産)名寄帳兼課税(補充)台帳又は公図の写しの交付に係る手数料と連動する。
12	市が管理する道路、水路等の境界図の写しの交付	1件につき	300		－	200	300	400	－	固定資産(土地・家屋・償却資産)名寄帳兼課税(補充)台帳又は公図の写しの交付に係る手数料と連動する。
13	市道（幅員等）に関する証明	1件につき	200		－	200	300	400	－	固定資産に関する証明に係る手数料と連動する。
14	その他の証明	1件につき	200		－	200	300	400	－	住民票の写しの交付等に準じて改定
15	許可証の再交付を受けようとする者	－	2,000		4,385	200	4,000	－	－	
16	許可証の再交付を受けようとする者	－	2,000		4,385	200	4,000	－	－	